一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県
二　地域再生計画の名称　尾張西部拠点形成計画
三　地域再生計画の区域の範囲　稲沢市の区域の一部（尾張西部拠点形成地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大（三の六）

○内閣府告示第三百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　萩市
二　地域再生計画の名称　萩のモノとワザを活用した「萩の木になるモノづくりプロジェクト」による雇用創出プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　萩市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　豊後大野市
二　地域再生計画の名称　発掘！『不易』の力∞∞豊後大野市雇用創造プロジェクト∞∞
三　地域再生計画の区域の範囲　豊後大野市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　国東市
二　地域再生計画の名称　くにさき版　雇用スパイラル構想
三　地域再生計画の区域の範囲　国東市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　奄美市
二　地域再生計画の名称　離島奄美の特性を生かした創造的で多様な産業の活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　奄美市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県薩摩郡さつま町
二　地域再生計画の名称　農林業の6次産業化及び体験型観光・交流の推進による雇用の創造
三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県薩摩郡さつま町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第五十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　三沢市
二　地域再生計画の名称　水が育む環境にやさしいまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　三沢市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第三百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第七十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　小山市
二　地域再生計画の名称　「夢　大地　きらめき　笑顔みんなでつくるふるさと小山」自然環境再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　小山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第三百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百六十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県
二　地域再生計画の名称　「元気とやま」ものづくり産業活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　富山県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五②）、成長産業・企業立地促進等事業費補助金（三の六）及び地域イノベーション創出研究開発事業（三の六）

○内閣府告示第三百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第九十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　甲賀市
二　地域再生計画の名称　里山の自然と人が共生する快適なふるさとまちづくり再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　甲賀市の区域の一部（信楽町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第三百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第四百八十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦